

○議事日程

令和7年1月15日(水) 午前9時00分開議

日程第 1・会議録署名議員の指名

日程第 2・議案第 1号 足柄上衛生組合規約の変更に係る協議について

日程第 3・議案第 2号 令和6年度開成町一般会計補正予算(第6号)について

日程第 4・議案第 3号 令和6年度開成町給食事業特別会計補正予算(第3号)について

日程第 5・議案第 4号 第六次開成町総合計画基本構想及び前期基本計画を策定することについて **【説明】**

○本日の会議に付議した事件

議事日程に同じ

○出席議員(11名)

1番 清水友紀	2番 吉田敏郎
3番 石田史行	4番 井上慎司
5番 武井正広	6番 星野洋一
7番 今西景子	8番 寺野圭一郎
9番 佐々木昇	10番 山下純夫
12番 山本研一	

○説明のため出席した者

町長	山神裕	副町長	石井護
教育長	石塚智久	参事(兼)企画政策課長	岩本浩二
参事(兼)総務課長	山口哲也	参事(兼)地域防災課長	小玉直樹
参事(兼)福祉介護課長	中戸川進二	財務課長	高島大明
税務窓口課長	奥津亮一	環境課長	高橋清一
保険健康課長	土井直美	こども課長	田中美津子
都市計画課長	柏木克紀	都市整備課長	井上昇

産業振興課長 中村 睦 会計管理者 石井直樹
参事(兼) 田中栄之 (兼) 出納室長
学校教育課長

○議会事務局

事務局 長 遠藤直紀 書記 佐藤久子

○議長（山本研一）

皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しておりますので、これより令和7年1月随時会議を開催いたします。

午前9時00分 開議

○議長（山本研一）

1月随時会議の議事日程案につきましては、お手元に送付のとおり、去る1月7日に開催されました議会運営委員会において決定されたものです。

お手元に送付のとおりで、御異議ありませんか。

（「異議なし」という者多数）

○議長（山本研一）

御異議なしと認め、1月随時会議の議事日程につきましては、議事日程表のとおりと決定いたしました。

直ちに日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。開成町議会会議規則第122条の規定により、議長において、3番、石田史行議員、4番、井上慎司議員の両名を指名します。

日程第2 議案第1号 足柄上衛生組合規約の変更に係る協議についてを議題とします。

提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（山神 裕）

おはようございます。提案理由、足柄上衛生組合規約で定める共同処理する事務に、ごみ処理施設（現に南足柄市並びに足柄東部清掃組合及び足柄西部清掃組合がそれぞれ設置する施設を除く。）の設置及び管理に関することを加えることについて、同規約を変更する必要があるため関係市町との協議をしたいので、本案を提案いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（山本研一）

細部説明を担当課長に求めます。

環境課長。

○環境課長（高橋清一）

それでは、ファイル名01、議案第1号 足柄上衛生組合規約の変更に係る協議についてを御覧ください。

それでは、議案第1号 足柄上衛生組合規約の変更に係る協議についてを御説明いたします。

今回の規約の変更の概要でございます。

本町を含む足柄上地区1市5町におきまして、国や県が推進する循環型社会を目指すとともに、安定的かつ効率的な廃棄物処理体制を構築するため、新可燃ごみ処

理施設整備事業を進めております。

新可燃ごみ処理施設整備事業につきましては、南足柄市の可燃ごみ処理施設、中井町、大井町、松田町の足柄東部清掃組合の可燃ごみ処理施設、そして、山北町と本町の足柄西部清掃組合の可燃ごみ処理施設の機能を集約し、現在の南足柄市清掃工場用地に新たなごみ処理施設を整備しようとするものでございます。

この新可燃ごみ処理施設整備事業を担う事業主体につきましては、足柄上地区ごみ処理広域化協議会とし尿処理などの一部事務組合の足柄上衛生組合との協議により、令和7年4月1日から足柄上衛生組合が担うこととなりました。よって、今回、足柄上衛生組合の規約にある、共同処理事務に新たなごみ処理施設の設置及び管理を加えるよう変更するため、関係市町との協議を行うものでございます。

それでは資料は2ページを御覧ください。協議書案のかがみでございます。

次に資料は3ページを御覧ください。改正する規約案の本文でございます。こちらは朗読させていただきます。

足柄上衛生組規約の一部を改正する規約（案）

足柄上衛生組規約（昭和39年神奈川県指令39地第754号許可）の一部を次のように改正する。

第3条中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

第2号ごみ処理施設（現に南足柄市並びに足柄東部清掃組合及び足柄西部清掃組合がそれぞれ設置する施設を除く。）の設置及び管理に関すること。

附則、この規約は、令和7年4月1日から施行する。

次に資料4ページを御覧ください。

足柄上衛生組規約新旧対照表になります。左側が改正後、右側が改正前となっております。下線で示すところが変更する部分でございます。

第3条の組合の共同処理する事務につきまして、現行の2号を3号に、3号を4号にいたしまして、2号に新たなごみ処理施設の設置及び管理に関することを加えるものでございます。

続きまして資料の5ページから8ページにつきましては、現行の規約を参考として添付させていただいております。

御説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（山本研一）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。

5番、武井議員。

○5番（武井正広）

5番、武井です。このごみ処理の広域化事業に関しましては、現在足柄上地区ごみ処理広域化協議会のほうが主導して話を進めているという中で、今回、足柄上衛生組合のほうに事務局を移していくという話なのですが、そもそも足柄上地区広域化協議会は、南足柄市の市長さんがトップになっているという中で、今回、衛生組

合の方は1市5町の持ち回りで組合長トップが変わっていくという中で、その今後の関係性、それから運営方法というのはどう考えられているのでしょうか。

○議長（山本研一）

環境課長。

○環境課長（高橋清一）

お答えします。まず1点目の広域化協議会、そして、事業主体が移る足柄上衛生組合との関係でございますけども、令和7年4月からは、事業主体が衛生組合となりますので、こちらについては協議会については全て衛生組合へ移行する、一本化するというようなところでの協議を進めているところでございます。

そして協議等につきましては、足柄上衛生組合の中で、従前、今現在行っています協議会の中で、首長での集まりとなる執行者会議、そして、副市長、副町長から成る副執行者会議、そして担当課長から成る会議というようなものについては、事務局が上衛生組合のほうに移りまして、現在の体制をそのまま維持するような形の中で、引き続きしっかりと協議をしていくというような形で進めるところでございます。

以上です。

○議長（山本研一）

5番、武井議員。

○5番（武井正広）

分かりました。まず一本化するということは確認できまして、そこにそれぞれの担当のところもついていくということですが、そのトップというところに関しましては、まず南足柄市長が、協議会のほうになっていて今回衛生組合の方は1市5町で持ち回りという形になっていくのですが、仮にそう動いていたとしたときでも、やはりトップが考え方が変わるというのは、何となくどうなのだろうというところがあるのですが、その辺りは今後はどうなっていくのでしょうか。

○議長（山本研一）

環境課長。

○環境課長（高橋清一）

お答えします。協議会自体が、4月以降どうなるかという部分で言いますと、先ほどの一本化という中で言いますと、まだ最終的にその競技自体は、まだ続いている現時点今年度中続くというところがございますけども、最終的に、いわゆる協議会自体はもう事務局ですとか、そういったものが全て機能が衛生組合に移りますので、そういったような協議会自体がやはり基本的に解散になるのかなど。いわゆる御心配とされている事業主体としての体制という部分でいうならば、一本化ということであると、そこは協議会自体は、もう全てのものが衛生組合に移っていくのだという形で御理解いただければと思います。

以上です。

○議長（山本研一）

町長。

○町長（山神 裕）

私からも補足ではないのですけれども、コメントさせていただければと思います。最終的な形等は、これからまだ議論の余地が残っておりますが、現在の方向性としては、1市5町の取組として、みんなで共同推進していくということで、あと足柄上衛生の組合長につきましては、持ち回りという表現は間違っていないのですけれども、厳密に言うと、それぞれの各市町の事情であったり、就任からの経験等々を総合的に判断して決めておると今考えて、理解しております。よって、今後も1市5町の広域連携での取組の1つとして推進していくという理解でおります。

以上です。

○議長（山本研一）

よろしいですか。ほかに質疑。

1番、清水議員。

○1番（清水友紀）

1番、清水です。町民の負担がどうなるのかという観点から質問させていただきます。

まず、事前に窓口で課長に確認させていただきましたのは、建物を建てることで、立地場所となる南足柄市には、国や県から補助金が下りるのであるけれども、開成町を含めほかの町にも負担金というものがございます。そうした補助金等の歳入についてもきちんと分担されていく。それはされていきますということでした。

また開成町は、人口の割にごみの量が少ないので、負担金は人口割ではなくごみの実績量に即したものになるという方針ということを確認させていただきました。補足があればお願いしたいが、それらの方針ができているということ伺い、町としてもきちんと主張があったということによかったと、この点は思っています。

また現在、山北町と西部清掃組合として連携運営していますが、9月の決算のとき、環境衛生費の中のごみ処理関係費というのは、1億9,034万円ありました。また、別に負担金もありました。このような負担金が広域化することで、どのように変わっていくのか、どこまで算出されているのか、そちらをお伺いいたします。

○議長（山本研一）

環境課長。

○環境課長（高橋清一）

お答えします。今回新たにごみ処理施設を建設するという事の中で、その負担金につきましては、今後、来年度以降、足柄上衛生組合のほうに負担金という形の中でお支払いしていくという形となります。

議員おっしゃったとおり、そこには、今、国の方針に沿った形の中での計画づくりがされていた中で、国の補助金、県の補助金もいただきながらやっていくという形でございます。その部分につきましては、補助金を受ける主体として、足柄上衛生組合、そしてそれ以外の経費につきましては、これまで各市町との協議の中で、

建設費、そしてまたランニングコストというものについては一定の方向性、確認等した中での応分の負担をしていくという形となります。

やはり現状かなりちょっと心配しているのが建設費の高騰というお話でございます。やはり令和4年度に調査した時点で、大体134億だったものが、令和5年度以降、大分その物価の高騰が激しいという中でいうと、莫大な金額になってくるのだろうという形。現在、広域の事務局で、そういったものについて市場調査をした中で精査をしていると。また併せてできるだけコスト削減ができないかという点についても同時に検討を進めているという状況でございます。

この中で、やはりこういったような形と整備するのかと、性能していくのかということについては、価格に反映されるという部分がございますので、そこはしっかりと担当課長、また副執行者会議、そして執行者会議の中で議論を重ね、十分に精査、また納得する形のものの金額を確認していきたいと考えているところでございます。

その中でいいますと、やはり負担金自体でいいますと、やはりそのスケールメリットなり、いろいろな部分のメリットが、広域化という部分ではあろうかと思えます。そういったものについては確認をしつつ、しっかりとそういったもののメリットを出していくという形の中で協議を進めていきたいと考えてございます。

以上です。

○議長（山本研一）

副町長。

○副町長（石井 護）

補足をさせていただきますが、御質問の西部の決算が1億9,000万ほどというのは、言い方を変えると、ランニングコストという運営の部分、大まかに言うと比較になりますから、そうするとイニシャルコストとランニングコストと、大まかに2つ分けた場合です。

御質問の部分については、およそランニングコストという形で考えていただく。それについても、広域のほうでも一定の資料は出ています。

開成町の部分でいうと、おおよそ1億ぐらい。これは建設から20年間ぐらいの、という話ですから、それ以降はまたどうなるのかというのは、また別の話とします。

ただし、今、課長から説明があったとおり、時点が、平成5年ぐらいかな、の時点なので、御案内のとおり昨今の物価の上昇云々というのは、すごい勢いで増えていますから、それがどうなるのかというのはまだ判明していません。それがおおよそ判明してくるのが、どういう形になるかという、仮に今回の議案がお認めいただいて衛生組合が事業主体となって、発注するに当たっては、基本的に上限金額というのを設定します。これは建設のほうですけれども、そのときに同時にランニングについてもおよそ設定していきますので、発注の段階的になった。ちょっとはつきりとは申し上げられないのですが、その時点ではもうそこははつきりしないと発注できませんので、ただ、そのお答えがちょっと歯切れが悪いのは、そこはまだ出

ていないので、何とも言えないです。

繰り返しになりますけど、今出ているのは、2年前ぐらいの資料の中で言えば、開成町の負担はおおよそ1億ぐらいに、私どもは示されています。今後どうなるかはちょっと分からないという、そういう形です。よろしいでしょうか。

○議長（山本研一）

1番、清水議員。

○1番（清水友紀）

先ほど平成5年とおっしゃったかもしれないのですが、令和5年ということではよかったですけれども。それでしたら、理解します。

山北町と連携する西部清掃組合も維持したり、広域化する施設で対応しない不燃物を処理したりということが東部清掃組合のように考え得ると思うのですが、そちらのほうの金額も、なので、ランニングコストに加わるということになります。が、そちら方針として、今、令和5年ですから、変わるとしても、1億9,000万と今のランニングコストほどになるのかどうかというところはちょっと分かりませんが、ランニングコストも高くなるということであれば、そこはどうかと思うのですが、その今のある施設、山北町と連携している西部清掃組合のほうも今後も維持していき、それが加わるという考え方でよろしいでしょうか。

○議長（山本研一）

環境課長。

○環境課長（高橋清一）

お答えします。山北町と行っております、足柄西部清掃組合に関しましては、今現時点可燃ごみの焼却処理ということと、あとは不燃物の関係、粗大ごみの受入れというような業務をやらしていただいております。この中で今現時点、新可燃ごみ処理施設、要は可燃ごみにつきましては新しい施設を造っていきましようという形の中で進めております。それ以外の不燃なり、そういったものにつきましては、また来年度以降、広域化をしていこうというような方針のもとに、協議を進めていくという形の中で、そこは可燃ごみ処理施設の整備に並行しまして、それ以外の西部で担っている業務については、また広域化に図っていくと。最終的に広域化に全て移行できれば、西部清掃組合につきましては、その役割は終了するという形となるので、そこは山北町の協議の中で最終的にその施設については終了させていくような方向になるかなと考えてございます。

以上です。

○議長（山本研一）

10番、山下議員。

○10番（山下純夫）

10番、山下純夫です。先ほど町長からは補足という形で、トップを決めるに当たり、持ち回りとは言っても、経験等も含めた中であったので、たまたま選挙の夕

イミグで就任の時期が一番浅い町長の発言力の発揮がちょっと気になったところではあるのですが、実際、この施設に関して、生活環境状況の調査というものの発表が、昨年末、南足柄市、それから、山北町、開成町、3か所で行われました。

私3か所とも出たのですけれど、残念ながら開成町だけ、やはり議員は気にしなければいけないということで何人か出ましたが、一般の町民の皆さんの参加がありませんでした。やはりちょっと関心が薄いというところがあると思うのですが、この既存の衛生組合の中に入る、既に行政の業務の中、業務サイクルが回っている組織の中に入ることによって、そうした部分の発信がこれまで以上に町民に向けてされていくと考えていいのか。やはり調査項目の中で工事期間中の騒音だとか、そうしたものに関しては、建設規模の関係で、そこは調べなくていいということになっているということで、何か町民の皆さんからそうしたことでいろいろと、そのときになって問合せがあっても、エビデンスがそろっていないものがあると感じましたので、今のうちから町民の皆さんにしっかりと関心を持っていただいて、気になる点を常にウオッチしていただくということが必要だろうと思いますので、そうした観点から質問させていただきます。

○議長（山本研一）

環境課長。

○環境課長（高橋清一）

お答えします。やはり生活環境影響調査の全部説明会という形の中で開成町の説明会12月20日でしょうか。福祉会館で行ったところ、残念ながら一般町民の方での御参加はなかったということは御指摘のとおりでございます。

やはりごみ処理自体、建設ということも含めてなのですけども、ごみ処理全体自体について、やはり町民の方に十分御理解いただくという形で大変重要なことかなと思います。これは今、昨今、地球温暖化のいろいろな部分の中で、ごみ処理の減量化という形のものが叫ばれていて、そこはいろいろな部分で町が取組を進めているところがございますけども、その中でやはりこういった大きな事業があるということについては、きちんと町民の方に情報発信をしまして、そこに関心を持っていただく。特に開成町の中でいうと、なかなか地域柄、地勢柄という形の中で言うと、ごみ処理施設の建設はなかなか難しいと。そういった部分でいいますと、他市町のほうの関係で、そういった地元で御負担をかけながらごみ処理しているという現状がございますので、そういったことも含めまして、やはりしっかりと周知等、また関心を持っていただけますように努力したいと思います。

以上です。

○議長（山本研一）

ほかに質疑はございませんか。

2番、吉田議員。

○2番（吉田敏郎）

2番、吉田でございます。この令和7年4月から足柄ごみ処理場の上衛生組合の

ほうに、そのまま現存の体制を維持して、しっかりと詰めていくという説明がありました。

その中で、改めてちょっとこのことに関してしっかりと1市5町の首長並びに所管課の人たちも、しっかりとそういうのを詰めて、これから進めていくということで理解しておりますけれども、その辺もう少し説明してもらえますか。

○議長（山本研一）

環境課長。

○環境課長（高橋清一）

お答えします。繰り返しになりますけども、ごみ処理広域化事業についての協議会というところでいいますと、やはり首長での会議の執行者会議、そして、副市長、副町長のような副執行者会議、そして担当課長会議、またその下には、やはりその基礎的な部分という課題性だとか、いろいろな部分がございますので、担当会議というのもございます。

この中で、今現状各市町で抱えているごみ処理の状況等についても、状況について把握、そして分析等した中で、やはり今後どういった形で処理していくべきか、そしてどういう形の中でやはり循環型社会を目指していくのかというものについては、やはりある一定規模なりそういったものがあつたほうが、いろいろなスケールメリットがあるのだろうという中で広域化を進めておりますので、そこがしっかりと出せるような形の中で議論は十分尽くしていきたいと考えてございますし、また併せてそういったいろいろな部分では、開成町独自の部分という部分でいろいろな部分で環境に取り組んではございますので、そういったことも、他市町についてはまた情報発信し、また、他市町でよいことがあるならばそこは両方受け取った中で、お互いによりよい状況をつくっていくという形の中での姿勢を持って取り組んでいきたいと考えてございます。

以上です。

○議長（山本研一）

2番、吉田議員。

○2番（吉田敏郎）

2番、吉田です。ありがとうございます。私はこのことに対して、広域のごみ処理に関しては、非常に自分としては、しっかりとやっていただければいいなという考えを持っておりますけれども、やはり懸念するということは、やはり前にも消防関係で小田原消防と一緒に、いろいろそれから問題が起きてきました。どうしても小田原主導になり、5町のほうの事務的なこと等々もなかなか引き入れられず、そういうふうに、小田原消防主導で進んでいくということが事実あります。

今回に関しても、足柄上衛生組合、南足柄市のほうにそういう、あると思いますけれども、そういった中で、南足柄市の主導になっていくようだと、私は自分だったら困るな、それはまずいなということで、今、課長の説明、町長の説明の中にしっかりと現存の中で、みんなでしっかりと事務的にもしっかりと話し合っ

いくよということは伺いましたけど、やはりそういうことにならないようにしっかりと山神町長も、その中でしっかりとイニシアチブを取っていただいて、しっかりと1市5町、皆さん、住民町民のためのしっかりとした議論をし、少しでもよい方向に進むような形で進めていただきたいのですけれども、必ずそういうことが起きる可能性がありますので、ぜひその辺強い意志を持って、そういう形に進めていきたいということで、ちょっとその辺の考えをお聞きしたいと思います。

○議長（山本研一）

町長。

○町長（山神 裕）

御指摘の点、ごもつともだと思います。町を代表しまして、しっかりと言うべきことは言って、議論を尽くした上で進めていきたいと思います。

今回は事業主体に関する御審議をいただいているわけですが、今後事業の中身としましては、まだまだ話し合わなければいけないことも多々あります。まずもって、コストというものの自体が、この2年間で大きく物価上昇する中で、幾らになるのかというところが、現時点では細かい数字自体は見えてきていない状況にもございますので、まずその数字を受けて、事業の中身自体の在り方というものも再検討していかなければいけないと思いますし、それ以外にも、例えば収集車のルートであるとか、数とか、あとは先ほど清水議員からもございましたけれども、現施設の今後、それは不燃、粗大ごみ、今後どう広域連携の中でどうやって位置づけていくとか、これから話し合っていかなければいけないこともありますので、開成町としてしっかりと意見は当然のことですけれども言ってまいります。

また、町民の皆さんへの周知であるとか、当然大事なのですが、やはり町としては、コストの削減というものと、ゼロカーボンに向けた環境対策という両面で、しっかりと御理解をいただくための周知は、今後も継続して力を入れていきたいなと考えております。ちょっと御質問の趣旨、やめておきます。

広域という意味では、例えば消防につきましては、今般担当課ともしっかりと意見交換を重ねた中で、あるべきランニングコストの負担について、開成町としてのしっかりとした意見をまとめて、ほかの市町さんとも相談の上、しかるべき場で、広域連携10年たったこともございますので、そういうタイミングで、もう1回話し合おうという流れにもなっております。同様にごみ処理に関しましても、ランニングのほう、これはおおむね方向性が見えておりますけれども、しっかりと納得できるような中身にしてまいりたいと思いますし、町としてはコストができる限り下るよというのは負担の在り方ではなくて、ごみを減らすと、もしくは資源化するという意味ですけれども、ということにも引き続き注力してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（山本研一）

2番、吉田議員。

○ 2 番（吉田敏郎）

2 番、吉田です。ちょっと私から少しそれたような質問したのかもしれませんがけれども、そういう気持ちを持って今質問させていただきまして、今、町長から答弁ももらいましたけれども、やはり少しでも町長今言いましたけども、本当にみんな、町民、住民のためになるように、本当にしっかりと議論していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○ 議長（山本研一）

ほかに質疑はございませんか。

1 番、清水議員。

○ 1 番（清水友紀）

1 点確認させていただきますが、今、ごみ、不燃物処理も広域化を目指していくというお話を初めて伺いまして、東部、西部どちらに関しても、やはり今までヒアリングしたりして、割と新しい情報として私は受け止めたのですが、今現在、こちらで今回決まると、建設に向けてどんどん動いていくと思うのですが、ごみ 80 トンという、広域でそういう大きな可燃物の処理能力がある施設を建てるに当たって、新たにその不燃物処理施設としても加えていくとなると、やはりスペース的かどうか、容量は今後人口がどんどん減少していくと見込まれているこの地域で、本当に 80 トン必要なのか。不燃物処理施設も加えるのであれば、施設の運営面がどうかとか、そのようなことはもう今現在、どんどん話合いが動いているなという印象なのですけれども、そこは足柄上衛生の中で不燃物処理施設も一緒に広域化を目指していきましようという話に全体でなっているということですか。確認させていただきます。

○ 議長（山本研一）

環境課長。

○ 環境課長（高橋清一）

お答えします。まず、今回、今現在進めている事業につきましては、新可燃ごみ処理施設、いわゆる燃えるごみに関してのことということで、そちらの施設規模としましては、炉という形の中で 1 日の処理量が 80 トンの規模という形のものでございます。また、不燃のものについては、そこは燃やさずにいろいろなもので、いろいろな中間処理等をした中で、そこは処理していくということで、ただそこについては、議員御指摘のとおり、スペースという場所というものでございますけれども、新可燃ごみ処理施設については、南足柄市の清掃工場用地という形の中で建設しますとやはり不燃のものについての作業ヤードというものについては、なかなかその中では確保できないのかなということとなりますので、そこは建設する事業を進めていくという形になれば、どの程度用地が必要なのか。そしてどういった施設が必要なのか。どういった場所が一番効率的なのかというような議論が、まずは今後進めていくという話となろうかなと思います。

こちらの不燃というものにつきましても、当初ごみ処理広域化という協議会の中

での方針の1つとして、可燃以外についても、不燃のもの、またそれ以外のものについても、可能な限り広域化できるものが、メリットがあるものについてはやっぺいこうというような形の中での位置づけがあった中でやっておりますので、そういった形の中で順番に可燃を先に整備した中で、次は不燃の関係を検討していく。それ以外にも検討余地があるものについては、またそこは随時やっぺいこうという形の中で、できるだけその広域化のメリットは出していきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（山本研一）

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

ないようですので、続いて討論を行います。

討論のある方はいらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

討論はないようですので、採決を行います。

議案第1号 足柄上衛生組合規約の変更に係る協議について。原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。ボタンの押し忘れはございませんか。採決を締め切ります。

（賛 成 全 員）

○議長（山本研一）

採決の結果、賛成全員によって可決しました。

日程第3 議案第2号 令和6年度開成町一般会計補正予算(第6号)について。を議題とします。予算書の説明を順次、担当課長に求めます。

財務課長。

○財務課長（高島大明）

それでは議案第2号 令和6年度開成町一般会計補正予算（第6号）について、御説明いたします。資料は2ページを御覧ください。

第1表 歳入歳出予算補正の歳入です。14款国庫支出金、2項国庫補助金、補正額は166万8,000円の増額です。

続いて資料は3ページを御覧ください。歳出になります。

9款教育費、1項教育総務費、補正額は166万8,000円の増額です。歳入歳出ともに166万8,000円増額し、総額82億5,642万7,000円の予算額とするものです。

続いて補正予算の詳細説明に移ります。歳入歳出補正予算事項別明細書により御説明させていただきます。資料は7ページを御覧ください。

2、歳入です。

○参事兼企画政策課長（岩本浩二）

それでは歳入側の説明をさせていただきます。14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、12節地方創生交付金。説明欄、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金166万8,000円でございます。国の物価高騰対応を重点支援地方創生臨時交付金を財源といたしまして、物価高騰による給食材料費の補填対応分として166万8,000円を、給食事業特別会計への繰出金に充当するものでございます。

○参事兼学校教育課長（田中栄之）

続いて歳出に移ります。8ページを御覧いただきたいと思います。

9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、説明欄、給食事業特別会計繰出金166万8,000円の増額、物価高騰の影響が長期化しており、学校給食の食材調達においても引き続き影響を受けているところでございます。

この1月から3月に見込まれる1食当たりの不足額は、小学校では約20円、中学校では約25円、幼稚園では約10円と見込んでございます。

学校給食費の保護者負担を増やすことなく、安心・安全で質の高い給食を安定的に提供するため、物価高騰分について、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用しまして、所要額を給食事業特別会計に繰り出すものでございます。

説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（山本研一）

説明が終わりましたので質疑を行います。質疑をどうぞ。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

ないようですので、続いて討論を行います。

討論のある方いらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

討論がないようですので、採決を行います。

議案第2号 令和6年度開成町一般会計補正予算（第6号）について、原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。ボタンの押し忘れはございませんか。採決を締め切ります。

（賛成全員）

○議長（山本研一）

採決の結果、賛成全員によって可決しました。

日程第4 議案第3号 令和6年度開成町給食事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。予算書の説明を担当課長に求めます。

参事兼学校教育課長。

○参事兼学校教育課長（田中栄之）

それでは議案第3号 令和6年度開成町給食事業特別会計補正予算（第3号）に

ついて御説明をいたします。予算書2ページを御覧いただきたいと思います。

第1表 歳入歳出予算補正となります。初めに歳入です。

2款繰入金、1項他会計繰入金、補正額166万8,000円。歳入合計では、補正前の額1億1,818万6,000円に補正額166万8,000円を加え、1億1,985万4,000円となります。

続いて3ページを御覧ください。歳出です。

1款給食事業費、1項給食材料費、補正額166万8,000円、歳出合計では補正前の額1億1,818万6,000円に補正額166万8,000円を加え、1億1,985万4,000円となります。

次に7ページを御覧ください。歳入歳出補正予算事項別明細書により内容を御説明いたします。

歳入につきましては一般会計からの繰入金166万8,000円を、給食材料費不足見込みに対応するため増額するものでございます。

続いて8ページを御覧ください。歳出です。給食材料費166万8,000円を増額するものでございます。説明欄に内訳がございます。開成小学校44万3,000円、開成南小学校61万9,000円、文命中学校54万9,000円、開成幼稚園5万7,000円。

説明は以上となります。御審議のほどよろしく願いをいたします。

○議長（山本研一）

説明が終わりましたので質疑を行います。質疑をどうぞ。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

ないようですので続いて討論を行います。

討論のある方いらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

討論がないようですので採決を行います。

議案第3号 令和6年度開成町給食事業特別会計補正予算（第3号）について、原案に賛成の方は賛成ボタンを反対の方は反対ボタンを押してください。ボタンの押し忘れはございませんね。採決を締め切ります。

（賛成全員）

採決の結果、賛成全員によって可決しました。

暫時休憩といたします。

再開を9時55分といたします。

午前9時44分

○議長（山本研一）

再開します。

午前9時55分

○議長（山本研一）

日程第5 議案第4号 第六次開成町総合計画基本構想及び前期基本計画を策定することについてを議題とします。

まず、審議の進め方について御説明いたします。

本議案につきましては、3日間の審議を予定しておりますが、本日はこの後、町長及び担当課長による議案の説明を行います。明日16日、明後日17日の2日間で、質疑から採決までを行う予定としております。

それでは、提案理由及び策定趣旨等について町長に発言を求めます。

町長。

○町長（山神 裕）

提案理由、町の将来像を明確にし、それに向けた政策の方向性を定めるため、令和14年度を目標年度とする第六次開成町総合計画基本構想及び令和7年度から令和10年度までの4年間を計画期間とする第六次開成町総合計画前期基本計画を策定したいので、本案を提案いたします。

今回、第六次開成町総合計画案を御審議いただくに当たり、貴重なお時間をいただき恐縮ですが、町長として、私の思いなどを一言述べさせていただきます。

まず、本計画の策定に当たり、貴重な御意見をお寄せいただきました町民の皆様、慎重な御審議をいただきました町総合計画審議会の皆様、そして、御協力いただいた多くの方々に心より感謝と御礼を申し上げます。ありがとうございました。

その上で、私は、このたびの町の最上位計画である総合計画の策定に、町長という立場で直接関わることができたことは大変ありがたいことであります。

なぜなら、策定においては、町民の皆様からいただいた御意見や御提言を土台に進めてまいりましたが、計画内容に私自身の思いや考えを多分に反映いただくこととなったからです。

当然のことながら、その分、施策の遂行と目的、目標の達成に向けた責任も重いことを自覚しております。重ねた責務をしっかりと果たすべく努めてまいることをお約束いたします。

さて、開成町では、平成25年度から令和6年度までの12年間を計画期間とする第五次開成町総合計画に基づき、「明るい未来に向けて人と自然が輝くまち・開成」を将来都市像として描き、その実現に向けて各種施策を積極的に推進してまいりました。

具体的には、町制施行60周年を機とする町のブランディングの推進、子育て支援センターの開所や学童保育所の拡充など子育て支援の充実、主に高齢者の移動手段を確保するための町内巡回バスの運行開始、そして全国初のゼロエネルギービルディング庁舎の竣工を象徴とする環境対策の強化などに取り組んでまいりました。

これらの施策の効果とともに、南部地区土地地区画整理事業が完了し、「みなみ地区」が誕生したこと、小田急開成駅が急行停止駅となったことなどを背景に、この12年間に人口は約2,000人増加し、令和2年度の国勢調査における人口増加

率は4期連続、県内市町村で1位となりました。

全国に目を転じますと、少子高齢化と人口減少がさらに進行しております。コロナ禍を経て、生活様式の変化が加速し、働き方も大きく変化しました。人々の価値観が一段と多様化し、地域コミュニティをはじめ様々なコミュニティの在り方も変化しております。

また、地震や風水害など自然災害が多発化、かつ激甚化し、自治体財政においては、特に扶助費の増加傾向が続き、公共施設、公共インフラの老朽化問題が深刻化するなど課題は少なくありません。

開成町においても同様の課題を抱えてはいるものの、引き続き一段の発展を目指せる恵まれた環境にあります。

「田舎モダン」の町、開成町にとって、大切な自然環境との調和を図りながら、町民の皆様の生活の質をさらに押し上げ、住み続けたい、住んでよかったと思っただけのよう、まちづくりに邁進してまいります。

本計画の策定においては、町民意識調査や町民ワークショップ、まちづくり町民集会、そして町内の各種団体や子どもたちへのヒアリングなど、様々な機会を通じて町民の皆様に声を寄せていただきました。

頂戴した御意見や御提言、思いを踏まえ、我々開成町が目指す将来都市像を、「人と地域が輝き笑顔と躍動感があふれるまち・開成」とさせていただきます。

この将来都市像を実現し、町民の皆様の幸せと開成町のたゆまぬ発展という最終目的を達成するために、町長をはじめ、職員一同、責任を持って行政運営に当たる所存です。

社会課題が多様化し、かつ複雑化する中、町民の皆様をはじめ、各種団体や民間事業者の皆様との連携を強め、協働を深化させていただきながら、未来の開成町を「ALLかいせい」で共につくってまいりたいと考えております。

前期基本計画においては、第1章「未来を担うこどもを育むまち」から第7章、「活力あふれる産業と地域の魅力を生かしたにぎわいのあるまち」まで、多岐にわたる政策を掲げさせていただいております。

そして、将来都市像の実現に向けた施策を推進するために重要となる行政経営手法について、別途章を立てております。

内容の詳細については、担当課長から順次御説明申し上げます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（山本研一）

細部説明を担当課長に求めます。

参事兼企画政策課長。

○参事兼企画政策課長（岩本浩二）

初めに議案を朗読させていただきます。

議案第4号 第六次開成町総合計画基本構想及び前期基本計画を策定することについて。第六次開成町総合計画基本構想及び前期基本計画を策定する。よって、地

方自治法第96条第2項及び開成町議会基本条例第9条第1号の規定により議会の議決を求める。

令和7年1月15日提出、開成町長、山神裕。

それでは第六次開成町総合計画基本構想及び前期基本計画案につきまして御説明を申し上げます。

ファイルは04議案第4号 第六次開成町総合計画基本構想及び前期基本計画を策定することについてとなります。

初めにこれまでの策定経過等について御説明を申し上げます。

平成25年度から12年間を計画期間とする現行の第五次開成町総合計画が、今年度令和6年度をもって計画期間満了となるため、長期にわたり町政運営の指針となる新たな第六次開成町総合計画の策定につきまして、令和5年度から令和6年度の2か年にわたり計画的に作業を行ってまいったところでございます。

計画の策定に当たりましては、令和6年度を計画終了年度とする現行の総合計画につきまして、各課とのヒアリングを通じて見直し、検証作業を行い、特に見直し作業につきましては、少子高齢化や高度情報化、国際化の進展、地方分権、経済情勢の変動など、地域を取り巻く社会環境の変化に的確に対応するとともに、誰1人取り残さない社会の実現を目指す持続化可能な開発目標SDGsの視点などを取り入れながら、人口減少、少子高齢化に対応する長期的な視点と、時代の変化に的確に対応する短期的な視点の両方を持ち合わせた新たな総合計画となるよう意識するとともに、まち・ひと・しごと創生法に基づく人口ビジョン及び総合戦略との整合を持たせたものとしても策定を進めてまいりました。策定までの流れと具体的な取組等について御説明いたします。

1点目として総合計画審議会の開催でございます。

総合計画審議会は、開成町総合計画審議会条例に基づき組織したもので、教育委員及び農業委員、町の公共的団体などから選出をいただきました、13名の委員で構成し、令和5年5月の第1回会議から令和6年12月の第10回会議までの計10回2か年度にわたり、闊達かつ慎重な御審議をいただき、令和6年12月19日に第六次開成町総合計画基本構想及び前期基本計画案につきまして、答申を御提出いただいたところでございます。

答申に当たりましては、全般的事項4項目、基本構想に対する意見4項目、前期基本計画に対する意見として5項目の意見をいただいております。別途参考資料として答申の写しを添付してございますので、後ほどお目通しをいただければと思います。

次に2点目として、総合計画の内容の根拠となります、町民意識を把握するため、町内在住の18歳以上から3,000人を無作為抽出し、町の施策への満足度やまちづくりへの意識を調査する町民意識調査を実施いたしました。

この調査は令和5年5月に実施し、回答に御協力いただきました1,186人の方からの回答結果をまとめてございます。併せまして開成町のまちづくりに関する

若年層の意識調査につきましても、別途令和5年9月に、小学校2校の6年生155人、中学3年生154人、高校生332人の計641人に御協力をいただきまして、調査を実施したところでございます。

これらの意識調査結果に基づきまして現行計画の政策や事業に対する町民の満足度や重視する度合い、これからのまちづくりに必要と考えられる取組等を把握いたしまして、より実効性の高い計画を策定するための基礎資料として整理し、計画に反映をしたところでございます。

3点目として、第六次開成町総合計画につきまして、町民の皆様との共同作業による策定を進めることを契機として、今後の町の政策や事業等の推進に対しても、より主体的かつ積極的な関わりを持っていただけるよう、町民の皆様及び町職員でまちづくり町民ワークショップを組織いたしました。

町民ワークショップは令和5年12月から令和6年2月の期間におきまして、3回にわたり開催し、各回35名から37名の皆様の御参加をいただいたところでございます。

町民と各課とのキャッチボールで、基本構想の主に目標及び目標値、各主体の枠、役割の素案を作成いただきますとともに、町民の視点から開成町の魅力や課題などについての意見を交換することから、町の10年後のありたい姿をまとめていただきました。

次に、4点目といたしまして、個人の意見とどまらず、自治会をはじめとして幅広く関係団体や企業などの皆様の意向を把握することを目的として、10の団体等の皆様に御協力をいただき、令和6年2月及び3月にまちづくり団体ヒアリングを実施いたしました。

それぞれの団体ごとに造詣の深い分野での御意見や課題をお聞きするとともに、その課題に対する各団体の具体的な考え方、また、今後の計画、団体の立場から10年後のありたい姿などをお聞かせいただきまして、各組織の現状や課題に即したまちづくりへの御要望等を踏まえて、本計画策定の基礎資料として整理してございます。

5点目として、計画素案に対する意見募集、パブリックコメントの実施。6点目として、令和6年10月から中1日から11月にかけて町内14自治会にて開催した、まちづくり町民集会在が挙げられます。

特にまちづくり町民集會におきましては、新たな総合計画の内容を町民の皆様にご直接説明する機会をいただき、地域での課題や要望などとともに、192名の参加者の皆様から将来のまちづくりに対する様々な御意見をお伺いいたしました。

これらの取組を重ねまして現行の第五次開成町総合計画に基づき推進してまいりました施策や事務事業などによる成果を引き継ぎ、日々めまぐるしく変化する社会情勢や多様化する町民ニーズ、地域課題への対応等を図るための指針となる新たな総合計画策定に至っております。

それでは本編の説明に入らせていただきます。

○議長（山本研一）

長時間の説明になりますので着座で結構です。

○参事兼企画政策課長（岩本浩二）

御配慮いただきましてありがとうございます。恐縮でございますが、以降は着座にて説明をさせていただきます。

それでは本編3ページの目次を御覧いただければと思います。

まず計画案の構成につきましては、序論、基本構想、前期基本計画で構成してございます。

前期基本計画案は、7章からなり、各章に施策及び詳細施策がひもづいております。

飛びまして7ページをお開きください。序論、第1章、計画の概要、1、計画策定の趣旨になります。

町の総合計画は町政運営の指針であり、町の将来都市像を明確にし、それに向けた政策の方向性を定めるものでございます。

これまで開成町では、第五次開成町総合計画に沿いまして計画的なまちづくりを推進してきた結果、人口は増加傾向を維持し、南部地区土地区画整理事業の完了による「みなみ地区」の誕生、小田急線開成駅への急行停車が実現するなど、着実な発展を遂げてまいりました。

そのような中でも全国的な社会経済情勢は大きく変化しており、開成町をよりよい形で次世代に引き継ぐためには、これまで以上に町民主体のまちづくりを進めていくことが必要となっておりまして。

そのため成果はしっかりと引き継ぎながら、開成町が有する豊かな地域資源を有効に活用しつつ、地域の課題解決に柔軟に対応することで、将来にわたり本町の持続可能な発展を実現していくため、地域の全ての主体が連携協力してまちづくりに取り組むことができるよう、第六次開成町総合計画を策定するものでございます。

次に、2、計画の位置付けになります。

総合計画につきましては、平成23年地方自治法の一部を改正する法律の施行により、策定の義務付けが廃止されておりますが、開成町ではあじさいのまち自治基本条例に基づき、町の最上位計画として将来にわたる持続可能なまちづくりや、行政運営を計画的に行うための中長期的な方針計画として、また今後のまちづくりの方向を定めるものとして第六次開成町総合計画を策定いたします。

8ページ、3、計画の基本理念になります。

あじさいのまち自治基本条例の前文におきまして、「開成町の自治は町民のためのものであり、私たちは、すべての人が安心して暮らせるふるさととして守り育てていくため、町民自らが主役となり行動していきます。議会及び町長は、このような住民自治の精神にのっとり、町民の信頼にこたえ町民と協働して町政を運営していかねばなりません。」と定めており、この住民自治の精神を本計画全体を貫く基本理念といたします。

次に4、計画の性格、構成期間になります。

改めまして総合計画は、「基本構想」、「基本計画」及び「実施計画」の3層構造で構成をします。

基本構想につきましては、町の目指す姿である将来都市像を明らかにし、その実現に向けた政策の目標や方向性を定めるもので、町民の皆様、団体、行政など地域の全ての主体と将来都市像を共有し、その実現のためにそれぞれの主体が果たすべき役割を明らかにした公共計画となります。

計画期間は、これまでの計画では12年間としておりましたが、激しい時代の変化に適切かつ柔軟な対応を可能とするため、計画期間をこれまでの12年間から8年間に短縮し、令和7年度を初年度として、8年後の令和14年度を目標年度としております。

続いて前期基本計画につきましては、基本構想に定める政策の目標や方向性をより具体的に示すための基本的な計画として、実施計画の基礎となるものとなります。

前期基本計画は将来都市の実現のために、町の執行機関である行政が講じる手段を定めた行政計画となります。

計画期間は、全体の8年間で前期と後期に分けて、前期4年間、後期4年間と設定し、前期基本計画の4年間は令和7年度から令和10年度までとなります。

なお、施策を実施する上で策定する個別計画につきましては、原則として基本計画との整合・連動を図るものと位置づけてございます。

最後に実施計画となります。

実施計画は、基本構想、基本計画に定められた施策、詳細施策に即した各事業内容と事業スケジュールを明らかにし、毎年度の予算編成の指針となるものとなります。

今後の社会経済情勢や町民ニーズ、財政状況などの変化に迅速かつ的確に対応するため、ローリング方式で毎年度策定し、計画の評価、見直しや調整、管理を実施してまいります。

なお、実施計画につきましては、今年度末までに皆様に御覧いただけるよう現在作成を進めております。お含みおきください。

続きまして9ページ、第2章、計画の背景となります。

1、町のあゆみにつきましては、記載のとおり、(1)位置と自然的条件、(2)沿革となります。

2、人口動態、(1)人口の推移でございます。

本年2月1日を町制施行70周年を迎える本町の人口は、昭和30年当時の人口4,633人から、町の発展とともに約4倍まで増加が進んでおります。

町制施行60年を契機とする取組などの成果によりまして、人口は直近10年間で約2,000人の増加が見られております。

加えて平成27年度から令和2年度国勢調査結果におきましては、人口増加率が7.7%と県内市町村1位となり、4期連続で県内市町村1位となっております。

なお、令和7年1月1日時点の人口は1万8,741人となっております。

(2) 人口増加数の推移といたしまして、開成町の進行増加の状況を大きく申し上げますと、生まれる方と亡くなる方の自然増減の関係は、亡くなる方のほうが多い自然減の傾向であり、転入される方と転出される方の社会増減の関係では、転入される方が多い社会増の傾向となり、自然減を社会増が上回ることで、町の全体の人口が増加しているという構造となっております。

具体的に平成30年度から令和5年度までの直近6年間の自然増減の状況は、出生数が年平均で約138人、死亡数が年平均で160人となっております。年平均の比較は約22人の自然減となっております。また、直近6年間の社会増減の状況は、転入数が年平均で約835人、転出数が年平均で約604人となり、年平均の比較は約230人の社会増となっております。

10ページ、3、開成町の財政状況と将来の見通しとなります。

本町の財政状況につきましては、人口の増加に伴い規模が拡大し、町税収入及び扶助費等の義務的経費支出の増加が続いております。

本計画期間中の財政見通しにつきましては、記載の一定条件のもとに、歳入は町税収入、歳出は義務的経費である人件費、扶助費、公債費について試算をしております。

(1) 歳入の見通しとして、町税収入はこれまで同様に人口増の傾向に合わせて緩やかに増加することを見込んでおります。

11ページとなります。(2) 歳出の見通しとして、人件費は定年退職者数及び人件費の上昇等を踏まえて、増加傾向を見込むとともに、扶助費についても、これまでの傾向に加えて、さらに高齢化の進行等が見込まれるため、増加傾向を見込んでおります。

また、12ページの公債費につきましても、駅前通り線周辺地区土地区画整理事業や公共施設の老朽化対策等に伴う町債の借入れなどによる増加を見込んでおります。

このような見通しに基づきまして、着実な計画の推進に合わせて、持続可能な基礎自治体として存続していくために、より一層の財政健全化に努めてまいります。

13ページ、4、開成町を取り巻く状況となります。

本計画の策定に当たりましては、開成町を取り巻く状況として、現状及び取り組む方向性を10項目に整理いたしました。これらの10項目につきましては、基本計画及び実施計画に位置づけ、新たな総合計画全体で解決のための取組を推進してまいります。

少し飛びまして、18ページをお願いいたします。基本構想について御説明いたします。

第1章、将来都市像となります。

第六次開成町総合計画における将来都市像を「人と地域が輝き、笑顔と躍動感あふれるまち・開成」といたしました。

この将来都市像は、これからの開成町をどのような町にしていくのか。どのようなまちづくりを目指していくのかを表現するものであり、まちづくり全体の目標としてふさわしく、町民の皆様を目指す町の姿をイメージしやすい、将来に向けた希望とまちづくりに向けたメッセージ性を有したものとして、まちづくり町民ワークショップをはじめ、町民意識調査や若年層へのアンケート、関係団体ヒアリングなど、様々な機会を通じて寄せられた意見から抽出したキーワードに基づいて決定したものとなります。

この将来都市像に込められた思いは、人と地域が輝き、の人は町民の皆様、団体、行政をはじめ、開成町のまちづくりに関わる全ての人であり、地域は、自治会を中心とする地域コミュニティや自然環境を含む地域資源の意味が込められております。

笑顔は、町長が常に申し上げている町民の幸せと読み替えていただき、住みたい、住んでよかったと思っただけの町であり、楽しい、安心わくわく感などを感じていただける幸福感のあふれるまちづくりを目指してまいります。

また、躍動感につきましては、本町が全国65の自立持続可能性自治体に挙げられ、全国の自治体において、少子高齢化が進行している中であっても、人口が増え続け、いまだ成長過程にある状況と、さらなるポテンシャルを秘めた町の「活気がある」「活力がある」「勢いがある」「明るい」などの状態を継続し、なお一層の町の発展を目指していくことが込められております。

令和7年2月1日の町制施行70周年を契機に、「田舎モダン」をキャッチフレーズとするブランディング等をさらに進めることで、将来都市像の実現に向けて、地域コミュニティの進化を促し、「ALL開成」で活気にあふれ、わくわく感の持てるまちづくりを進めてまいります。

19ページをお願いします。第2章、将来目標人口となります。

将来都市像実現のための指標として、計画最終年度の令和14年度の町の人口を2万人と想定しております。この将来目標人口2万人につきましては、国立社会保障・人口問題研究所を示した人口推計及び本町で令和5年度に実施した人口推計をベースといたしまして、「駅前通り線周辺地区土地区画整理事業」完了後の計画人口1,460人を見込むとともに、特に子育て世代をターゲットとする定住の促進、妊娠・出産・育児の希望の実現による合計特殊出生率の維持・改善などを加味して導き出したものとなります。

続いて20ページ、第3章、土地利用の方針となります。

土地利用の方針につきましては、第五次開成町総合計画の方針を継続し、限られた町域を有効かつ効率的に活用し、良好な生活環境を構築するために、自然と調和した利便性の高い都市機能を有するまちを目指した総合的かつ計画的な土地利用を進めてまいります。

なお、これまで町域を特徴ごとに3つの地域に大別した表現としておりましたが、限られた町域において、あえて線を引き、特徴づけをする必要性についての意見があったことなどを踏まえまして、特段これまでの土地利用に対する方向性は変更す

ることはございませんが、これまでのエリア表現を解消し、住居系、商業系、工業系、農業系として、目的別の土地利用の表現に変更しております。

21 ページ、第4章、計画推進の基本姿勢となります。

将来都市像の実現に向けて、本計画を着実に進めていくためには、町民と行政が一体となってまちづくりに取り組むことが必要不可欠となるため、目標の達成に向けた全ての取組を貫く町民及び行政それぞれの基本姿勢を定めるとともに、基本目標ごとに町の目指す姿を指す達成するための役割分担を示しております。

本計画では、基本構想を地域、町民を対象とした公共計画として、また、基本計画を行政を対象とした行政計画として位置づけ、おのこの計画の目的を明らかにすることをコンセプトとしております。

このため、基本構想は、あじさいのまち自治基本条例でうたう住民自治の精神を全体の基本理念に、地域町民の計画として位置づけており、地域の目指す姿、目指すべき状態と考え方、目指すべき状態の達成に向けた役割分担を基本目標ごとに設定している大きな特徴がございます。

その上でまず（1）町民の基本姿勢、役割分担として、①「じぶんごと」としてまちづくりに参画すること、②地域コミュニティを大切にすることの2つを示させていただきます。

また、（2）行政の基本姿勢、役割分担として、①町民とのコミュニケーションを大切にすること、②町民が力を発揮できるプラットフォームを作ること、③変化に迅速な対応をとれる体制を整えること、④質の高いサービスを提供すること、⑤未来に責任を持った経営を行うことの5つを示させていただきます。

これらの基本姿勢を設定することにより、現行計画では、目標達成に向けた地域の各主体の役割分担が不明確で、当事者意識を持ちにくくなっている状況を解消し、地域の役割分担に沿って、各分野の目的、目標達成に向けた主体的かつ積極的な行動が可能となり、これまで以上に町民、地域と行政が一体となったまちづくりが図られるものと考えてございます。

22 ページ、第5章、基本目標になります。

地域の計画である基本構想におきまして、将来都市像を実現のため、計画推進の基本姿勢とともに、計画推進の7つの基本目標を設定いたしました。

この基本目標は、令和5年12月から3回にわたり開催したまちづくり町民ワークショップにおきまして、参加いただいた町民の皆様に政策分野ごとに町の10年後の目指す姿、目指す状態、いわゆる目標について話し合っていたくとともに、その目標達成のために、町民の立場から行動できる可能性がある内容等について出合っていたアイデアをまとめたものとなっております。

町民の皆様のアイデアを基本目標として設定し、目標ごとに基本目標の対象範囲、目指すべき状態の考え方、町民と行政それぞれの目指すべき状態の達成に向けた役割分担を設定してございます。

なお、役割分担の設定に対しましては、表現的に強制的な印象を与えるのではな

いかなどの御心配の声もいただいておりますが、あくまでも目標達成に対して町民として、また行政としてできることについて期待する役割を表現したものであり、町民の皆様の行動を強制する意図はございません。

より多くの皆様にそれぞれの立場で、またできる範囲において、まちづくりに参加していただくことが、まちの活性化につながっていくことを御理解いただけたらと考えてございます。

この7つの基本目標は、基本計画にリンクしており、基本構想における基本目標は、基本計画でいう政策、基本目標の対象範囲は、基本計画でいう施策とイコールになってございます。

また行政の役割分担に挙げた内容につきましても、基本計画における詳細施策に反映をしてございます。

併せて行政経営的な色合いの取組、協働・公民連携、スマートシティ・DX、広報・広聴シティプロモーション、組織・人材、財政・広域連携につきましては、基本目標達成に向けた横断的な取組として、別立てとし、基本計画、第7章の後に将来都市像の実現に向けた行政経営としてまとめてございます。

23ページをお願いいたします。基本目標ごとの詳細となります。

基本目標1、未来を担うこどもを育むまち、におきましては、こどもの笑顔があふれる活気あるまちであり続けるためには、安心して子育てができ、こどもが健やかに育つまちづくりを地域社会全体で進めていくことが欠かせないため、町全体でこどもを見守り育て、未来を担うこどもたちを育むまちを目指してまいります。

目指すべき状態を安心してこどもを産み育てることができる状態及びこどもや子育て世代が元気にいきいきと暮らせる状態とし、その目標達成のための役割分担として、町民の役割を、子育て世代をサポートしますなど3項目。行政の役割を妊娠・出産・子育て期を切れ目なく支える支援を行いますなど、3項目掲げてございます。

基本目標2、みんなで支え合い、健やかに暮らせるまちにおきましては、全ての人がつながり、支え合い、住み慣れた地域で元気に過ごすことができるようにライフステージに応じた健康づくり、生きがいづくり、地域医療の充実、福祉の充実など、みんなで支え合い、健やかに暮らせるまちづくりを目指してまいります。

目指すべき状態を町民の健康と長寿が実現された状態及び全ての人が生きがいを持ち、安心して暮らせる状態とし、その目標達成のための役割分担として、町民の役割を適度な運動を行い、健康診断を受診するなど、健康管理に気をつけますなど2項目。行政の役割を町民の健康管理支援に向けて運動や認知機能の向上、社会参加の機会創出に向けた事業など、ライフステージに応じた取組を進めますなど3項目を掲げてございます。

基本目標3、誰もが自分らしく輝くまちにおきましては、誰もが生涯にわたって文化・芸術やスポーツなどに親しめるまちづくりを進めます。また、地域に暮らす全ての人が、お互いを認め合い、誰もが自分らしく輝けるまちを目指してまいります。

目指すべき状態を誰もが生涯にわたって文化・芸術やスポーツなどに親しめる状態及び既存の価値にとらわれることなく新しいものを受け入れることができる状態とし、その目標達成のための役割分担として、町民の役割を自治会対抗スポーツ大会やスポーツイベント等に積極的に参加しますなど3項目、行政の役割を町民が学習や活動表現できる機会場面をつくりますなど3項目を掲げております。

基本目標4、人のつながりで作る安全・安心なまちにおきましては、災害に強い安全なまちづくり、安心して暮らせるまちづくりには、町民同士の助け合い、支え合いや町民と行政の協働が必要不可欠です。

地域防災力や地域防犯力の向上に向けて、地域社会全体が一体となり将来にわたって人のつながりをつくる安全・安心なまちを目指してまいります。

目指すべき状態を災害に強いまちづくりが実現された状態及び地域の力で安全・安心が守られている状態とし、その目標達成のための役割分担として、町民の役割を地域防災力や地域防犯力などの向上に向けて、地域コミュニティの活性化と町民同士のコミュニケーション強化に努めますなど3項目。行政の役割を自治会活動促進のため、人材育成や担い手確保に向けた取組を行いますなど3項目を掲げております。

基本目標5、恵み豊かな環境を未来につなぐまちにおきましては、地球温暖化対策に向けて温室効果ガスの削減やエネルギーの地産地消を進めるほか、町内の豊かな自然環境を維持し、環境美化を進め、清潔で美しいまちづくりを推進します。また、この恵み豊かな環境を未来へとつなぐまちを目指してまいります。

目指すべき状態を持続可能な社会に向けて、低炭素社会や資源循環型社会が実現された状態及び豊かな自然と共生しながら未来へとつないでいける状態とし、その目標達成のための役割分担として、町民の役割を、ごみと資源の分別を徹底するなどごみの減量化、資源化を進めますなど4項目。行政の役割を低炭素社会の実現に向けて、公共施設の温室効果ガス削減を進めますなど4項目を掲げてございます。

基本目標6、利便性が高く、快適な都市空間が整ったまちにおきましては、町民の生命と財産を守るため、道路、河川・水路の整備など安全・安心なまちづくりを進めます。また、水辺や緑地、農地など本町ならではの地域資源の維持と快適な住環境や交通等の利便性を両立したまちを目指してまいります。

目指すべき状態を、安全・安心な道路や河川水路、上下水道が整備された状態及び地域資源を生かしたまちづくりと良質な住環境便利さが同居した状態とし、その目標達成のための役割分担として、町民の役割を、景観や環境に配慮した生活をしますなど3項目。行政の役割を、道路、河川・水路、公園・緑地の整備を計画的に進めますなど3項目を掲げてございます。

基本目標7、活力あふれる産業と地域の魅力を生かしたにぎわいのあるまちにおきましては、産業の維持・発展や関係人口・交流人口の増加に向けて、地域経済の活性化や産業の担い手育成、開成町の地域資源を活用した観光の充実などを進め、活力にあふれる産業と地域の魅力を生かしたにぎわいのあるまちを目指してまいり

ます。

目指すべき状態を地域に根ざした商工業や農業等が発展している状態及び産業を担う人材が確保された状態として、その目標達成のための役割分担として町民の役割を、地元農産品の活用に向けて地産地消を進めますなど3項目。行政の役割を農地・農業用水などの農業資源の保全と担い手の確保を進めますなど4項目を掲げてございます。

31ページをお願いいたします。前期基本計画（案）について説明いたします。

前期基本計画（案）全体は、7つの政策、29の施策、62の詳細施策及び将来都市像の実現に向けた行政経営、施策推進のための横断的な取組で構成をさせていただきます。

第1章、未来を担うこどもを育むまちとなります。

まず、この章を例に、基本計画案の構成等について御説明させていただきます。

31ページから33ページを順次御覧いただければと思います。

まず第1章、未来を担うこどもを育むまちには、こども・子育て、学校教育、青少年の3つの施策を設定し、32ページにございますとおり、それぞれの施策における国や県、町の状況、あるいは第五次開成町総合計画で進めてきた施策などの現況を掲げまして、それに対する課題を抽出した上で、その課題に対応する今後の施策の方針を明らかにしております。その上で、33ページのとおり、施策の方針に対応する具体的な計画、詳細施策を位置づけ、詳細施策ごとに目標、目標達成度を測る指標、主な取組を整理してございます。

施策1-1こども・子育てにひもづく計画（詳細施策）は、33ページの①母子保健の充実から36ページの④相談支援体制の充実までひもづく形となります。

各計画詳細施策には、目標達成度を測る代表的な指標を掲げるとともに、主な取組ごとにその優先度を示してございます。

初めに目標達成度を測る指標につきましては、計画（詳細施策）の意義を明確にし、進むべき方向や目標が共有できること。また、計画の客観性が担保されること。目標達成までの進行管理に資することなどの理由から設定をさせていただきます。また、原則として成果指標を設定してございます。そのため、目標に対して適切な指標が見当たらない場合には、目標と指標の不整合が生じないように、指標設定のない計画（詳細施策）も存在します。また、代表的な指標を記載しておりますので、記載の指標の達成状況のみで計画（詳細施策）の達成度を図る意図はございません。

なお、指標の設定には何をしたかの結果ではなく、実施した結果、どうなったかといった成果指標を採用し、取組の成果を把握してまいります。

何をしたかに当たる活動指標につきましては、実施計画の指標として設定を予定してございます。

続いて、優先度につきましては、厳しい経済情勢の中で、町民生活を重視した政策を効果的に実施していくために、優先度に応じまして、選択と集中による効果的な行政資源の配分を行うことを想定しておりますが、各政策や施策はそれぞれ性格

も目標も異なるものでありますので、各章の優先度比較は適切ではないものと考えております。優先度の判断については、個々の計画（詳細施策）内容の範囲内において、相対的に判断したものであり、絶対的な優劣を判断するものではございませんので、お含みおきください。

それでは前期基本計画（案）の内容につきまして、順次説明をさせていただきます。

では引き続き、前期基本計画（案）の内容につきまして、順次説明をさせていただきます。改めて32ページをお願いいたします。

第1章、未来を担う子どもを育むまちにひもづく施策1-1、子ども・子育てとなります。

施策の現況、課題、現況、課題の説明は省略させていただきますので御容赦願います。

33ページ、すみません。施策の方針のみ申し上げさせていただきます。

施策1-1、子ども・子育て方針でございます。

1、妊娠期から子育て期の環境に応じたきめ細かな支援を通じて、子どもと保護者の心身の健康を守ります。

2、子どもの成長段階や保護者のライフステージに応じた切れ目のない支援を通じて安心して子育てすることができる環境を作ります。

3、子育て就労の両立を支援するため、保育サービスや児童の放課後対策の充実を図ります。

4、行政・地域・関係機関の連携を強化し、地域全体で子育てに温かい環境を築きますが方針となります。

33ページ、計画（詳細施策）、①母子保健の充実となります。

目標を安心して出産・育児ができ、子どもたちが健やかに成長できる状態といたしまして、目標達成度を測る指標を産後退院してからの1か月程度、助産師や保健師からの指導・ケアを十分に受けることができた人の割合として、現状91.7%の割合を93%に拡充することを目指してまいります。

また2つ目の指標として、3歳児健康診査の受診率を掲げ、現状の100%受診率の継続を図ってまいります。

主な取組には、妊産婦及び乳幼児の健診、歯科健診の実施など4つの取組を挙げております。

続いて34ページ、子育て支援の充実です。

目標を地域が子どもを大切に、安心して子育てができる状態として、指標を開成町駅前子育てセンターの利用者数として、現状1万1,259人の利用者を1万2,000人に拡大することを目指してまいります。

また、2つ目の指標を、ファミリー・サポート・センターのまかせて会員数として現状値50人を65人に拡大することを目指してまいります。

主な取組として、ファミリー・サポート・センター事業の充実など7つの取組を

挙げてございます。

35 ページ、③保育環境の充実となります。

目標を保護者の多様なニーズに対応した保育環境が整った状態といたしまして、指標として、保育所待機児童数、現状値ゼロ人を維持、2つ目の指標として放課後児童クラブ待機児童数、同じくゼロ人を維持していくことを目指してまいります。

主な取組といたしましては、保育所や学童保育の保育サービスの適切な提供など4項目を挙げてございます。

36 ページ、④相談支援体制の充実でございます。

目標を複雑多岐にわたる相談ニーズが充足された状態とし、指標として、子育てをする上で気軽に相談できる人、または相談できる場所がある家庭の割合として現状値84%を現状値より上昇させることを目指してまいります。

主な取組として、子育てに対する包括的な相談支援体制の強化を図るなど、5項目を挙げてございます。

37 ページ、施策1-2、学校教育でございます。

こちらは方針として、1、こどもたちが学習意欲を持ち、能力の向上を図るための教育を推進します。

2、こどもと教職員にとってウェルビーイングな場所を創出します。

3、将来を見据えた上で、社会から求められる学習環境を整備しますとしてございます。

38 ページ、これにひもづく計画(詳細施策)の①教育活動の推進でございます。

目標を児童生徒にとって「学び」が楽しいと思える状態とし、指標として、学校に行くのは楽しいと思うこどもの割合、これを現状値81.9%から90%への上昇を目指してまいります。

主な取組として、外国人講師による英語教育や留学生による国際理解教育などの充実を図るなど、7項目を挙げてございます。

39 ページ、詳細施策が②教育体制の整備でございます。

目標を教職員がこどもと向き合う時間を確保できる状態とし、指標として「困りごとや不安がある時に、先生や学校にいる大人にいつでも相談できる」と回答した割合を設定し、現状値64.4%を70%への上昇を目指してまいります。

主な取組として、教育センターなどの充実を図ることなど4項目を挙げてございます。

その下③教育環境の整備として、目標を安全・安心な教育環境が確保された状態として、ここは指標の設定はございませんが、主な取組として、学校施設や設備の整備に取り組むことなど5項目を挙げてございます。

40 ページ、施策1-3、青少年でございます。

こちらの方針につきましては、1項目、人と多様な関わりを通じて青少年の社会参画を進め、将来、担い手に育てるため、体験活動の機会や居場所の提供の充実を図るとともに、家庭、学校、地域が一体となって青少年が活躍できる環境づくりを

進めますとしております。

次ページ41、計画（詳細施策）の①青少年の健全育成の推進でございます。

目標を次代を担う青少年が、地域の中で健やかに育ち、活躍できる場状態として、指標を、ジュニアチャレンジスクールの参加者、現状値214人を350人への増加、放課後子ども教室の参加者延べ人数を現状2,970人から4,000人、3つ目の放課後子ども教室のボランティアの人数、現状値28人を45人に増加を図ってまいります。

ここで申し訳ございません。放課後子ども教室のボランティア人数の目標値と書くべきところ、右側の欄でございます。現状値28人に対して、同じく現状値45人となっておりますが、こちら目標値の誤りでございますので、申し訳ございません。訂正をお願いいたします。

すみません。目標値の修正とともに、令和10年度、令和5年度を10年度への訂正も併せてお願いいたします申し訳ございません。

続いて、主な取組として、あじさい塾やジュニアサマースクールの実施など6項目を挙げてございます。

○議長（山本研一）

説明の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。

再開を11時5分といたします。

午前10時52分

○議長（山本研一）

再開いたします。

午前11時05分

○議長（山本研一）

引き続き、議案第4号 第六次開成町総合計画基本構想及び前期基本計画を策定することについての説明を担当課長に求めます。

参事兼企画政策課長。

○参事兼企画政策課長（岩本浩二）

それでは引き続き説明をさせていただきます。

42ページとなります。前期基本計画（案）、第2章、みんなで支え合い、健やかに暮らせるまちでございます。

こちらにつきましては記載のとおり1つ目の健康・医療から4つ目の障がい者福祉まで4つの政策がひもづいております。

43ページになります。施策の1つ目、健康・医療でございます。

こちらの方針につきましては、1つ町民一人ひとりが健康であるためにライフステージに合わせた健康づくりに取り組めるよう、家庭や地域住民、学校、企業、医療機関等と連携し、健康を支える環境づくりを進めます。

2、健康寿命延伸のため、町民一人ひとりの健康管理を支援します。

3、生涯にわたって心身ともに健康で過ごせるよう、望ましい食習慣を身に付け

るとともに、食を通じた豊かな人間性の形成を目指しますとさせていただきます。

続けて44ページに行き、4、必要なときに必要な医療サービスを受けることができるよう、地域医療・緊急医療の充実を図ります。

5、町民の医療費の負担が将来的に過大とならず、安心して医療を受けることができるよう、医療費の適正化とともに、保険財政の健全化に努めますの5つを挙げてさせていただきます。

計画（詳細施策）の1になります。健康づくりの推進。

こちらの目標をライフステージに合った健康的でいきいきとした生活を送ることができる状態として、指標を健康教育を受けた人の延べ人数を設定し、現状値964人を、目標値1,000人に拡大を図ることを目指してまいります。

主な取組といたしましては、町民一人ひとりの健康管理を支援することなど5項目を挙げてさせていただきます。

45ページでございます。②保健予防の充実。

目標を自身の健康状態を把握している状態として、指標として、がん検診受診者数を設定し、現状値2,453人を目標値2,700人に拡大を目指してまいります。

主な取組として、継続受診につながるよう、受診勧奨に取り組むことなど5項目を挙げてさせていただきます。

46ページ、③食育の推進でございます。

目標をこどもの頃から望ましい食習慣を身に付け、自ら実践できた状態として、指標を毎日朝食を食べる児童・生徒と設定して、現状値、小学5年生86.4%を90%に、中学2年生81.6%を85%に拡大を図っていくものでございます。

主な取組として、健康教育等の実施など、3項目を挙げてさせていただきます。

4つ目の計画（詳細施策）、地域医療体制の充実でございます。

目標を地域の中で安心して医療を受けられる状態として、指標として、かかりつけ医を持つ町民（成人）の割合と設定し、現状中61%を目標値として65%の拡大を目指してまいります。

主な取組として、地域医療の体制整備に努めることなど4項目を挙げてさせていただきます。

48ページ、詳細施策5つ目、医療保険制度の適切な運営でございます。

目標を国民健康保険制度及び後期高齢者医療保険制度が適切に運営された状態として、指標を特定健康診査の受診率に設定し、現状値36.9%を目標値40%への向上を図ること、また、2つ目の指標として一人当たり医療費指数の現状値1,1102を目標値として県内平均値1への水準を目指すということを設定してさせていただきます。

主な取組として、特定健康診査や特定保健指導の充実を図ることなど6項目を挙げてさせていただきます。

続いて49ページ、施策2-2、地域福祉でございます。こちらの方針を1、誰

もが住み慣れた地域で安心していきいきと暮らすことができるよう地域福祉活動の充実、社会づくりを推進します。

2、ニーズに応じた支援や生活環境の整備、相談支援体制整備の充実、権利擁護の強化に取り組みます。の2つを挙げてございます。

計画（詳細施策）の1つ目として、地域福祉活動の支援となります。

目標を地域での支え合いに基づく福祉活動が行われている状態として、指標を生活支援活動への支援を行っている自治会等の数と設定し、現状値5団体を7団体に拡大を目指していくものでございます。

主な取組として、支援関係者のネットワークづくり、地域住民への啓発活動や支援の担い手の養成を行うことなど4項目を挙げてございます。

詳細施策2つ目、包括的な支援体制の整備でございます。

目標を関係機関との連携体制が整っている状態とし、指標を民生委員の相談支援件数と設定し、現状値500件を相談件数の増加を目標値と設定してございます。

主な取組として、開成町社会福祉協議会の運営や民生委員・児童委員の活動を支援することなど3項目を挙げてございます。

51ページ、施策3つ目、高齢者福祉でございます。

方針につきましては、1、高齢者は自己決定に基づき住み慣れた地域で自分らしくいきいきと自立して暮らしていくことができるまちを目指します。

2、日常生活に支援や介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で生活続けることができるまちを目指します。

3、高齢者が要支援や要介護状態になっても自立した生活を送ることができるよう、介護保険サービスに関する情報を提供し、相談体制の充実や介護保険サービスの質の向上を図るとともに、サービス維持に必要な保険制度の適切な運営に努めます。

次ページにまたがりまして、4、一人ひとりが自分の能力を発揮し、お互いに関わり合い、支え合うことで高齢になっても役割を持ちながらいきいきと暮らせるまちを目指しますとしてございます。

その上で計画（詳細施策）の1つ目、地域包括ケアの推進でございます。

目標を地域課題の解決や緩和等によって、高齢者が住み慣れた地域で生活を続けていける状態とし、指標を地域包括支援センターに利用相談件数と設定しました。現状値、月当たり220名を目標値として、利用相談件数の増加を図ることとしております。

主な取組として高齢者への包括的な支援の推進など5項目を挙げてございます。

53ページになります。詳細施策の2つ目、介護予防・自立ケアの推進でございます。

目標を介護度の重度化の進行を予防している状態として、指標を第1号被保険者に対する要介護認定者の割合として、現状値16.5%を目標値20%以下への抑制を図ることとしてございます。

主な取組として、高齢者が介護や支援を必要とする状態になることを予防することなど5項目を挙げてございます。

その下、詳細施策3つ目、介護サービスの提供でございます。

目標を介護保険制度を適切に運営できている状態とし、その指標を新規要支援、要介護認定者の平均年齢と設定し、現状値82.2歳を、目標値、平均年齢の引上げを目指すものとしております。

主な取組として、介護サービスの需要把握に努めることなど4項目を挙げてございます。

詳細施策4つ目、生きがいつくりの推進でございます。

目標、高齢者が積極的に社会参加できる状態として、その指標を単位老人クラブ数と設定して現状値10クラブを目標値として、10クラブを維持していくことを目指してまいります。

2つ目として、開成町シルバー人材センターの会員数と設定し、現状値167人を目標値として160人台を維持することを目指してまいります。

主な取組として、老人クラブ活動の支援など2項目を挙げてございます。

施策の4つ目、障がい者福祉でございます。

方針を1、障がいのある方がそれぞれの障がいの種別や程度などにより、必要なサービスを利用できるよう、障害福祉サービスの充実に努めます。

2、障がいのある方が自らの考え方と判断により、住み慣れた地域で自立した生活と社会参加を実現するため、誰もが選択・決定を行うことができる環境を整備します。

3、障がいのある方の就労や社会参加を促進するための環境を整えますとし、詳細施策の1つ目、障がい者福祉サービスの充実でございます。

目標、障がいのある方が自立した生活ができる状態として、指標を計画相談支援人数として、現状値160人を目標値180人への拡大を目指してまいります。

主な取組として、必要な障害福祉サービスの提供に努めることなど5項目を挙げてございます。

57ページ、詳細施策、2つ目、障がい者支援・相談体制の充実でございます。

目標は、障がい者が安心して生活を送ることができる状態として、その指標を相談支援センターにおける相談件数と設定して、現状値、延べ560件を目標値として、相談件数の増加と設定してございます。

主な取組として、基幹相談支援センターの設置に向けた取組を進めることなど5項目を挙げてございます。

58ページ、詳細施策3つ目、障がい者の社会参加の充実でございます。

目標を、障がいのある方が積極的に社会参加できる状態として、その指標を就労移行支援事業、就労継続支援事業を通じて一般就労した人数と設定し、現状値、過去4年間13人を目標値として、計画年度中15人に増加を図っていくものでございます。

主な取組として、就労移行支援事業など、5つの項目を挙げてございます。

59ページ、第3章、誰もが自分らしく輝くまちでございます。

こちらには生涯学習から共生まで4つの政策がひもづいております。

60ページ、施策の1つ目、生涯学習でございます。こちらは方針を1、生涯学習環境の充実を図るとともに、生涯にわたり学習が継続でき、その成果を適切に生かすことができるよう多様な学習機会の提供に努めます。

2、時代の要請に応えるべき文化や生活様式の変化に対応した学習機会の提供に努めますとして、61ページの計画（詳細施策）の1つ目、多様な学習機会の提供となります。

目標を生涯にわたる学びを通じて町民一人ひとりが生きがいを感じている状態として、指標を生涯学習講座への参加者数と設定し、現状値403人を目標値500人への増加を図ること。また英検等の補助事業の活用者数の設定については現状値168人を目標値として、500人への拡大を図ることを目指してまいります。

主な取組として、多彩な生涯学習の機会提供に努めることなど6項目を挙げてございます。

続いて62ページ、詳細施策2つ目、生涯学習環境の整備・充実でございます。

目標を生涯学習環境が整備され、充実している状態として、指標を図書貸出冊数、年間の図書貸出冊数と設定し、現状値3万6,042冊を目標値として5万冊への拡充を図ることを目指してまいります。

主な取組として、図書館サービスの在り方についての検討など4項目を挙げてございます。

続いて63ページ施策の2、2つ目、スポーツでございます。

方針1、誰もが生涯を通じてスポーツに親しみ、健康で豊かな生活を送ることができるようにするため、多様化するニーズに応じたスポーツ活動を推進するとともに、パークゴルフの普及を促進します。

2つ目、開成水辺スポーツ公園の利用促進を図りますとしております。

それによって、計画（詳細施策）でございます。

1つ目、スポーツ活動の推進でございます。

目標を生涯にわたって誰も気軽にスポーツに取り組むことができる状態として、その指標をスポーツ・レクリエーション事業の参加者数と設定し、現状値7,566人を目標値として、9,500人まで増加を図ることを目指してまいります。

主な取組として、スポーツ教室やスポーツイベントの開催をすることなど8項目を挙げてございます。

続いて65ページ、詳細施策2つ目、スポーツ活動の環境整備でございます。

目標を運動スポーツに親しめる環境が確保できている状態として、その指標を開成水辺スポーツ公園の利用者数及び学校体育施設の一般開放利用者数と設定し、現状値12万2,099人を目標値として15万人への拡大を図ることを目指してまいります。

主な取組として施設の利用促進に取り組むことなど5項目を挙げてございます。
施策の3つ目、文化でございます。

方針としては、1、町民の自主的な文化・芸術活動を支援します。

2、町民の郷土への愛着心を高めるため、文化遺産の調査、保存、活用を進めますとし、67ページのそれにひもづく計画（詳細施策）として、1つ目、文化・芸術の振興でございます。

目標を芸術・文化に親しみ、町民一人ひとりが豊かな人間性を育むことができる状態として、指標をかいせい文化祭出演・出展団体と団体数と設定し、現状値40団体・個人を目標値50団体・個人への増加を図ることを目指してまいります。

主な取組として、文化・芸術活動に参加する機会、成果を発表する機会作品を鑑賞する機会の充実を図ることなど4項目を挙げてございます。

詳細施策2つ目、文化財の保存・活用でございます。

目標を文化財や文化遺産がその価値を認知された後世に引き継がれている状態とし、その指標を歴史・文化講座の参加者数と設定いたしました。現状値41人を目標値70人に拡大していくことを目指してまいります。

主な取組として、特色ある郷土の歴史や文化への理解を深めるための学習機会の充実を図ることなど、3項目を挙げてございます。

68ページ、施策の4つ目、共生でございます。

方針を1、人権課題について正しい理解を深め、誰もかけがえのない存在として一人ひとりの人権を尊重し合うことができるまちづくりを推進しますとし、69ページ、詳細施策を1つ挙げさせていただいております。

1つ目、人権・多様性が尊重される社会の実現。

目標を人権意識が向上した状態として、指標を各種審議会への女性委員登用率と設定し、現状値27.7%を40%に拡充を図っていくことを目指してまいります。

主な取組として、人権啓発活動の充実を図ることなど6項目を挙げてございます。

70ページ、第4章、人のつながりで作る安全・安心なまちでございます。

こちらには地域コミュニティから生活安全・消費生活まで4つの施策がひもづいております。

施策の1つ目、71ページ、地域コミュニティでございます。

方針として、1、町民等の協働によるまちづくりを推進するため、活力ある地域コミュニティづくりを支援します。とさせていただき、72ページ、計画（詳細施策）の1つ目として、地域コミュニティ活動の支援であります。

目標を地域コミュニティ活動が活性化された状態とし、その指標を自治会主催事業の地域集会施設合計利用者数と設定いたしました。現状値2万1,646人を目標値2万4,000人の拡大を図ることを目指してまいります。

主な取組として、地域コミュニティの活性化を図ることなど4項目を挙げてございます。

73ページ、施策の2つ目、防災・減災でございます。

方針として、1、災害時に自らの命を守ることができるよう、日頃からの備えや地域内での自発的な防災活動を推進し、自助・共助による地域の防災力の向上を図ります。

2、災害時の対応力強化のため、事業者や各種団体及び自治体と災害時の応援協定の充実強化を図ります。

3、災害時の被害の軽減を図りますとし、計画（詳細施策）の1つ目として、地域防災力の強化でございます。

こちらの目標は、災害時における地域の共助と各家庭の自助の力が高まった状態とし、その指標を地域防災リーダー認定者数と設定し、現状値55名を目標値80名に拡大していくもの。

また、2つ目の指標として、防災訓練の参加者数を現状5,314名のものを目標値として5,600名への増加を図ることを目指してまいります。

主な取組として地域の担い手となる地域防災リーダーの育成など6項目を挙げてございます。

75ページ、詳細施策の2つ目、危機管理体制の強化でございます。

目標を災害時に迅速な対応ができる状態とし、その指標を災害時応援協定の締結数と設定し、現状69件を目標値85件に拡大することを目指してまいります。

主な取組として、災害時に備えた実務訓練の実施に努めることなど5項目を挙げております。

76ページ、施策の3つ目、消防・救急でございます。方針を1、町民の生命・身体・財産を守るため、消防・救急体制の充実を図ります。

2、自主防災会や消防団協力事業所をはじめとする地域との連携を深めるとともに、消防団員の確保、消防団組織力の強化に努め、地域防災力の向上を図りますとしております。

その上で計画（詳細施策）の1つ目、77ページ、消防・救急体制の充実でございます。

目標を消防・救命救急体制が充実した状態として、その指標を救命基礎講習の受講者数と設定し、現状値283名を目標値600名の拡大を目指してまいります。

主な取組として、消防・救急体制の強化を図ることなど2項目を挙げております。

その下、②持続可能な消防団体制の構築でございます。

目標は、消防組織が充実・強化されている状態とし、指標を消防団員の定員充足率と設定しました。現状値84.2%、91名を目標値として90%以上、98名以上への向上を図ることを目指してまいります。

主な取組として、消防団員の確保に取り組むことなど3項目を挙げてございます。

78ページ、施策の4つ目、生活安全・消費生活でございます。

方針として1、防犯カメラの設置等による防犯環境の整備を図るとともに、町民等との協働による防犯力の高いまちづくりを目指します。

2、幼児からシニア世代にわたる幅広い年齢層に対して、各世代に対応した各種

交通安全意識の普及・啓発を図り、交通事故の抑止を推進します。

3、消費者トラブルを未然に防止するため、町民に対して啓発活動を積極的に行いますとし、それにひもづく計画詳細施策として、1つ目、79ページの地域防犯力向上となります。

目標を協働による防犯力が強化された状態とし、その指標を犯罪認知（発生）件数（年間）と設定し、現状値109件を目標値80件以下に抑制を図ることを目標値として目指してまいります。

主な取組として、町民総ぐるみの防犯活動の展開など5項目を挙げてございます。

80ページ詳細施策の2つ目、交通安全対策の充実でございます。

目標を交通安全意識が啓発・強化された状態としてその指標を、交通事故発生件数（年間）と設定し、現状値46件を目標値として、40件以下の抑制を図ることを目指してまいります。

主な取組として総合的な交通安全対策を展開することなど5項目を挙げております。

その下、3つ目、消費者保護対策の充実。

目標を町民が安心して消費生活を送ることができる状態として、その指標を特殊詐欺被害件数と設定し、現状値5件を目標値ゼロ件にすることを目指してまいります。

主な取組として、消費生活相談の機能強化を図ることなど2項目を挙げてございます。

81ページ、5章、恵み豊かな環境を未来につなぐまち。こちらは脱炭素から資源環境まで、3つの政策がひもづけられております。

82ページ、施策の1つ目、脱炭素でございます。

こちらの方針を1、新築住宅のZEH化や、ソーラーカーポートの導入、既存住宅における太陽光発電設備の導入など、温室効果ガス排出量の削減を進めますとして、それにひもづく計画（詳細施策）として、83ページ、1つ目のゼロカーボンシティの実現になります。

目標を脱炭素が進み、町民が気候変動に適應できている状態として、その指標を町補助金を活用したZEH化及び家庭における太陽光発電設備の導入件数と設定し、現状値74件を目標値230件まで拡大を図ることを目指してまいります。

主な取組として、住宅や事業所への太陽光発電設備等の導入を支援することなど4項目を挙げてございます。

続いて84ページ、施策の2つ目、環境保全でございます。

こちらの方針を1、自然を維持し自然と共生できるまちづくりを進めます。

2、町民、自治会、企業などとの協働による環境美化活動を通して環境美化意識の向上を図ります。

3、町民の快適な生活環境を確保するため、良好な衛生環境の保持に努めますとして、それにひもづく計画（詳細施策）として、85ページに1つ目の自然環境の

保全と再生となります。

こちらは目標を自然環境は一切出ている状態とし、その指標を主要河川のBODの環境基準適合率と設定し、現状値100%を目標値としても100%以上を図ること。

また、2つ目の指標として環境学習の参加者数と設定し、現状値54人を目標値として100人以上に拡大することを目指してまいります。

主な取組として、水質調査の実施など3項目を挙げてございます。

詳細施策2つ目、環境美化活動の推進でございます。

目標を町民の環境への意識が向上している状態としてその指標をかいせいクリーンデー参加者数と設定し、現状値9,492人を目標値として1万人に拡大を図ることを目指してまいります。

主な取組として、町民や事業者の環境美化に対する理解を深めることなど、2つの項目を挙げてございます。

次ページ、86ページ、詳細施策の3つ目、快適な生活環境の確保となります。

目標を快適な生活環境を確保された状態とし、その指標を公害発生件数と設定しました。現状値ゼロ件を、目標値としてもゼロ件で継続を図ることを目指してまいります。

主な取組として公害を防止するため、啓発活動や適正な指導を実施することなど4項目を挙げてございます。

施策の3つ目、資源循環でございます。

方針として、1、ごみの発生抑制、再使用、再利用、再発生回避の4R運動を推進し、環境負荷の少ない持続可能な循環型社会の形成を進めます。

2、ごみの適正な収集・処理を進めますとし、それにひもづく計画（詳細施策）として、1つ目、ごみの適正処理の促進。88ページになります。

目標ごみの減量化・資源化が進み、循環型社会が実現されている状態とし、その指標を町民1人、1日当たりの家庭系ごみの排出量と設定し、現状624グラムを目標値として614グラムまで減量化を図ることを目指してまいります。

また2つ目として、指標を資源化率と設定し、現状値31.9%を目標値として33%まで向上させることを目指してまいります。

主な取組として、4R運動によるごみの減量化、資源化の推進を図ることなど7項目を挙げてございます。

続いて89ページ、第6章、利便性が高く、快適な都市空間が整ったまちでございます。

こちらにつきましては都市形成から公共交通まで7施策をひもづけてございます。90ページ、施策の1つ目、都市形成でございます。

方針を1、市街地内における地区特性を踏まえた土地利用、非市街地内における活力の維持と環境保全が調和した土地利用の計画的な規制・誘導を図ります。

2、都市の発展と自然環境との調和に配慮した市街地の整備と適正な拡大を図り

ますとし、91ページ、1つ目の計画（詳細施策）、計画的な土地利用の推進となります。

目標を計画的な土地利用が進み、町が発展している状態とし、主な取組として、計画的な土地利用を推進することなど5項目を挙げてございます。

詳細施策2つ目、市街地整備の推進でございます。目標を市街地ににぎわいが生まれ、町の持続系可能な発展が継続している状態とし、その指標を駅前通り線周辺地区における住宅の使用収益開始面積割合と設定し、現状値ゼロ%を目標値として令和10年度35%に拡大することを目指してまいります。

主な取組として、都市計画道路駅前通り線及び周辺地区の都市基盤の整備を図ることなど5項目を挙げてございます。

92ページ、施策の2つ目、道路でございます。方針1を、主要道路となる都市計画道路などの整備を進めます。

2、計画的な生活道路や橋梁の整備、維持管理を進めますとし、93ページ、それにひもづく計画（詳細施策）の1つ目として、幹線道路の整備。こちら目標を主要な道路の交通網が整備された状態として、主な取組として、都市計画道路駅前通り線等都市計画道路中家下島線の整備を進めることなど2項目を挙げてございます。

詳細施策2つ目の生活道路の整備といたしまして、目標を生活道路、橋梁が安全に通行できる状態とし、主な取組として、計画的に道路舗装の補修や道路構造物の修繕の実施を図ることなど4項目を挙げてございます。

94ページ、施策の3つ目、河川・水路でございます。

方針を1、治水対策や自然環境の保全活用に配慮した総合的な河川・水路の整備を進めますとし、95ページそれにひもづく詳細施策として、1つ目、河川・水路の整備でございます。

目標を河川・水路の水が安定して流れる状態とし、主な取組として、公共下水道計画に基づく水路整備を進めることなど4項目を挙げてございます。

96ページ、施策の4つ目、公園・緑地でございます。

方針を1、身近な水・緑環境の適正な確保に努め、緑化と緑のネットワークの形成を推進しますとし、それにひもづく計画（詳細施策）として、97ページ、1つ目の公園緑地の整備として、こちらは目標を水や緑を感じられる憩い・集いの空間があり、町民が心豊かな生活を送れる状態とし、指標を公園緑地ボランティア登録数と設定し、現状値26団体を目標値として、31団体に増やしていくこと。

2つ目の指標として、あじさいの里親新規登録数を現状値なしから目標値8団体に拡大していくことを目指してまいります。

主な取組として、施設の計画的な改修、更新などに取り組むことなど7項目を挙げてございます。

続いて施策の5つ目です。上下水道でございます。

方針を1、水道数は安定的に供給するため、水道施設を計画的に更新します。

2、快適な生活環境を確保するため、計画的に下水道整備を進めます。

3、持続可能な経営をめざして、事業の効率化と経営の健全化を図りますとし、それにひもづく計画（詳細施策）の1つ目として、99ページ、水道水の安定供給でございます。

目標を安全でおいしい水を安定供給できる状態として、指標を水道有収率と設定いたしました。現状値92.3%を目標値94%に拡大を目指していくものでございます。

主な取組として、計画的な水道施設の更新を進めることなど4項目を挙げてございます。

詳細施策2つ目、下水道整備と維持管理でございます。

こちらは目標値を下水道が整備されて、水路の水質が改善される状態とし、主な取組として、計画的に公共下水道の整備を推進することなど3項目を挙げてございます。

続いて100ページ、詳細施策の3つ目、上下水道事業の健全経営でございます。

目標を水道事業、下水道事業が安定して運営できている状態とし、指標を水道料金回収率を設定し、現状値94.6%を目標値100%への向上を図ること。また、下水道経費回収率を設定し、現状値80.87%を目標値として80.59%の向上を図ること目指してまいります。

主な取組として、上下水道料金の収納率の向上や上下水道料金の見直しを図ることなど2項目を挙げてございます。

続いて101ページ、施策の6つ目、住環境でございます。

こちらは方針1、地区ごとのまちづくりに連動した住環境の整備、地区特性に応じた特色ある都市景観の形成を推進します。

2、入居者が安全で安心して生活することができるよう、町営住宅の適切な維持管理を行います。

3、本町での暮らしに興味・関心を持つ人を増やし、最適なマッチングによる移住・定住の促進を図りますとし、102ページ、それにひもづく計画（詳細施策）策の1つ目として、良好な住環境の形成となります。

こちらは目標を良好な住環境が保全・形成された状態とし、その指標として、住宅の耐震化率を設定してございます。現状値86.9%に対しまして、目標値95%までの向上を図ることを目指してまいります。

主な取組として、住みたいと思える自然環境と利便性の高い住環境の整備を進めることなど7項目を挙げてございます。

詳細施策2つ目、公共住宅の供給でございます。

こちら目標を公営住宅が適正に管理されている状態とし、主な取組として、公的賃貸住宅の在り方を再検討することなどの1項目を挙げてございます。

103ページ、詳細施策の3つ目、移住・定住の促進でございます。

こちらは目標を本町に住みたい人が増え、その希望がかなう状態とし、その指標を転出入者の差し引き（対東京都）と設定し、現状値マイナス8人を、目標値とし

てプラスマイナス0人以上と設定してございます。こちらを目指してまいります。

主な取組として、移住と定住への実現性を高めることに特化したメディアの構築など4項目を挙げてございます。

次に104ページ、施策7つ目、公共交通でございます。

方針1、公共交通は現行の路線は維持し、新たにデマンド型交通の活用や自動運転システムなどの次世代交通システムの構築について調査研究し、本町の公共交通の在り方を見いだしますとし、105ページ、それにひもづく計画（詳細施策）の1つ目、公共交通の充実として、目標を公共交通の利便性が向上した状態として、その指標をバス交通の路線数と設定し、現状値、2路線のものを目標値として2路線の維持を目指していることを挙げております。

主な計画として、バス路線の維持・確保を図ることなど4項目を挙げてございます。

106ページ、第7章、活力あふれる産業と地域の魅力を生かしたにぎわいのあるまち。こちらにつきましては商工業から雇用まで4つの政策をひもづけております。

107ページ、施策の1つ目、商工業でございます。

こちらの方針を1、地域に根差した商工業の振興を図ります。2、中小企業・小規模事業の経営環境の変化に対応した事業展開を支援しますとし、108ページそれに基づく計画（詳細施策）の1つ目、商工業の振興でございます。

目標を地域に根差した商工業の振興が図られている状態とし、その指標を開成町ブランド売上金額と設定いたしました。現状値1、775万円を目標値として2、000万円に拡大を図ることを目指していくものでございます。

このような取組として、開成町ブランドの設定を推進することなど4項目を挙げてございます。

次に109ページ詳細施策の2つ目、中小企業・小規模事業者の支援でございます。こちらは目標を中小企業・小規模事業者の経営が活性化された状態とし、その指標を中小企業小口資金融資制度の利用件数と設定し、現状値19件を目標値23件への拡大を図ること。また、小規模事業者経営改善資金融資制度の利用件数を2つ目として設定し、現状値9件を目標値13件に拡大を目指していくものでございます。

主な取組として、融資制度を利用しやすい体制整備を進めることなどを4項目挙げてございます。

続いて110ページ、施策の2つ目、農業でございます。こちらの方針を1、農業経営の基盤となる優良農地の確保、保全を図ります。

2、担い手の確保と高付加価値の農産物を推進し、農業経営の活性化を支援することとしてございます。

それにひもづく計画（詳細施策）として111ページ、1つ目、優良農地の保全でございます。

目標を優良農地の確保と保全と農業振興が図られた状態とし、指標を遊休農地の面積に設定し、現状値1.2ヘクタールから目標値1ヘクタールの圧縮を図ることを目指してまいります。

主な取組として、人・農地プランに基づく地域計画の推進を図ることなど6項目を挙げてございます。

続いて、112ページ詳細施策3つ目、農業経営の活性化でございます。

こちら目標を地域農業の担い手が確保され、農業経営が活性化した状態とし、その指標を担い手への農地の集積率と設定し、現状値7.3%から目標値10%への拡大を目指してまいります。

主な取組として、農業経営の担い手の育成に努めることなどを5項目を挙げてございます。

113ページ、施策の3つ目、観光でございます。

方針です。1、あじさいまつりやひなまつりをはじめとするイベントの開催や、あしがり郷「瀬戸屋敷」を核とする地域資源を生かした観光事業を推進し、年間を通じた観光客の誘致を図りますとし、それにひもづく計画（詳細施策）として、1つ目、地域資源を生かした観光の推進でございます。

目標を年間を通して観光客を訪れ、地域経済の活性化が図られている状態とし、その指標を年間入り込み観光客数と設定し、現状値25万2,000人を目標値として30万人までの増加を目指してまいります。

主な取組として、観光イベントを充実させ、地域の産業振興と経済活性化を図ることなど5項目を挙げてございます。

115ページ施策の4つ目、雇用でございます。

方針1、働く場の創出を進めます。

2、勤労者が働きやすい環境作りを支援しますとし、116ページそれにひもづく計画（詳細施策）の1つ目として、働く場の創出でございます。

目標を企業誘致などにより、働く場の選択肢が増えている状態とし、その指標を足柄産業集積ビレッジ構想に係る企業からの進出希望件数と設定し、現状値バーのものを目標値10件まで拡大させていくことを目指してまいります。

主な取組として、企業立地の支援、相談体制の充実に取り組むことなど2項目を挙げてございます。

詳細施策2つ目、勤労者の支援でございます。

目標を勤労者にとって、働きやすい環境が整備された状態とし、目標達成度を測る指標を中小企業退職金共済制度の申請事業者数（年間）と設定し、現状20件を目標値24件への拡大・増加を図ることを目指してまいります。

主な取組として中小企業退職金共済制度への加入促進に取り組むことなど3項目を挙げてございます。

115ページ前期基本計画に将来都市像の実現に向けた行政経営ということで、こちらは横断的に取り組むものとして改めて掲げさせていただいたものでござい

して、協働・公民連携から広域連携まで、6つの施策を挙げさせていただいております。

116ページ、協働・公民連携でございます。

方針につきましては、1、町民一人ひとりがいきいきと笑顔に満ちあふれたまちづくりを推進するため、地域課題に対する様々な分野での協働推進に取り組みます。

2、民間企業等の社会貢献活動やビジネス活動を町民のためにどのように役立て、地域課題の解決につなげるかという大きな視点に立ち、公民連携を積極的に推進します。

それにひもづく計画（詳細施策）でございます。117ページ、1つ目、参画と協働のさらなる推進でございます。

目標を協働によるまちづくりを推進された状態とし、その指標を町民参画・協働が進んでいると町民が実感している割合と設定し、現状値13.2%を目標値として25%まで充実拡大を図ることを目指してまいります。

協働に対する機運の醸成を図ることなどを主な取組として5項目を挙げてございます。

詳細施策2つ目、公民連携の推進でございます。

目標を民間企業等との連携により、町民生活に必要な公共サービスが効率的かつ持続的に提供されている状態として、公民連携によるまちづくりを推進することなど、主な取組を2項目挙げてございます。

続いて118ページ、施策の2つ目、スマートシティ・DXでございます。

方針1、デジタル技術を活用し、町民サービスの利便性向上と業務の効率化より一層推進しますとし、110ページそれにひもづく計画（詳細施策）の1つ目として、自治体DXの推進でございます。

こちら目標をデジタル技術の活用により人的資源の重点化が図られた状態として、主な取組として「書かないワンストップ窓口」など町民との接点の改革を進めることなど13項目を挙げてございます。

ページ数が121ページと誤っていたようでございますので119ページを121ページに改めさせていただきます。

123ページ、施策の3つ目、広報広聴・シティプロモーションでございます。

方針1、町と町民との双方向のコミュニケーションを充実させながら、協働で作りに上げる「プラットフォーム型広報」に発展させます。

2、移住・定住や関係人口創出などの目的ごとにターゲットを明確にした、有効性が高いシティプロモーション推進しますとし、それにひもづく計画（詳細施策）として、1つ目、広報・広聴活動の充実になります。

目標を町民一人ひとりに町政情報が届き、まちづくりに関心を持てる状態として、行動変容・意識変容につながる情報の発信をすることなど、主な取組として2項目を挙げさせていただいております。

詳細施策2つ目、シティプロモーションの推進として、目標を開成町に住みたい、

住み続けたい、訪れたい、戻ってきたいと思う人が増え続けている状態とし、主な取組を本町の魅力や価値に共感するターゲット層に届くシティプロモーションを推進することなど2項目を挙げてございます。

125ページ施策4つ目、組織・人材となります。

こちらは方針を1、限られた人的資源を有効活用し、町民の信頼と期待に最大限応えることのできる効率的・効果的な組織づくりに努めます。

2、行政課題に的確に対応し、効率的・効果的に行政サービスを提供していくため、業務量に見合った人員を計画的に確保し、町政運営の基盤の強化を図ります。

3、多様化する町民ニーズに的確に対応し、既成概念に捉われない新たな視点をしながら行政課題に積極的に取り組む職員の育成に取り組めますとし、それにひもづく計画（詳細施策）として、1つ目、行政課題に対応できる組織づくりでござい

ます。

目標を行政課題や町民ニーズに対応することができる機能的な組織体制が構築された状態として、主な取組として、組織・機能の見直しに取り組むことなど2項目を挙げてございます。

詳細施策2つ目、人材の確保でござい

ます。

目標を行政サービスを提供するために必要となる職員数が確保された状態とし、主な取組として、職員採用を計画的に実施することなど5項目を挙げてございます。

127ページ、詳細施策の3つ目、人材育成でござい

ます。

目標を目指すべき職員像である「共に考え、自ら挑戦し、未来を創造することのできる職員」の育成につながる人材育成の土壌が整った状態とし、主な取組として、効果の高い職員研修の実施に努めることなど4項目を挙げてござい

ます。

128ページ、施策の5つ目、財政運営でござい

ます。

方針1、財政の健全性の維持と将来への必要な投資の両立を図りながら、持続可能な財政運営を行います。

2、町民ニーズの変化に対応しながら、公共施設の役割を将来にわたって持続的に発揮できるよう、公共施設の保有・維持管理・利活用の最適化を図りますとして、そしてそれにひもづく計画（詳細施策）として129ページ、1つ目、持続可能な財政運営でござい

ます。

目標を健全な財政状況が維持された状態とし、主な取組として事業の選択と集中を図り、弾力性のある財政構造の維持に努めることなど7項目を挙げてござい

ます。

詳細施策2つ目、ファシリティマネジメントの推進でござい

ます。

目標を公共施設の機能や配置が最適化された状態として、主な取組として公共施設の複合化や統廃合の検討など4項目を挙げてござい

ます。

130ページ、施策の6つ目、広域連携でござい

ます。

方針1、関係市町村との広域的な連携により、町民サービスの向上や行政運営の効率化高度化を図りますとし、それにひもづく計画（詳細施策）として、131ページ、1つ目の広域連携の推進となります。

こちらは目標を広域連携により町民サービスが向上した状態とし、主な取組として、広域組織を構成する市町と共同して調査研究を進めることなど3項目を挙げてございます。

説明は以上となります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（山本研一）

以上で本日の予定は全て終了しましたので、これにて散会いたします。

お疲れさまでした。

午後0時01分 散会